

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 7月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：8件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）用No. 1燃料ポンプ入口フィルタの出口配管接続部に油のリーク（1滴/90秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（3台）の漏えい確認において、窒素ガス圧カススイッチの接続部（計3箇所）より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置2号用空気貯槽のドレントラップバイパス弁（2台：1次及び2次弁）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	定期事業者検査（直流電源系機能検査）の原子力安全基盤機構（JNES）による記録確認において、検査成績書添付の検査記録に一部誤記があることについて指摘を受けたため、当該検査記録を訂正及び対応検討	C	
5	3号機	定期事業者検査（蒸気タービン設備検査）の記録作成段階において、検査手順（実績）に一部記録の不備が認められたため、当該箇所を訂正	D	
6	3号機	循環水系ポンプ（A）駆動用電動機の軸受潤滑油冷却用水出口温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・調整	D	
7	集中環境施設	可燃性雑固体焼却炉の排ガス放射線モニタ装置（A）用サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
8	その他	固体廃棄物貯蔵庫（第4棟）内東側コンクリート壁面における電線管敷設用穴あけ作業の際、当該箇所に現在使用されていない電源ケーブル用の埋設電線管を切断させたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで